

答 申

1 審査会の結論

埼玉県警察本部長（以下「実施機関」という。）が、「公安委員会苦情の調査結果について（報告）（監第〇〇号、平成〇〇年〇〇月〇〇日）」、「公安委員会苦情の調査結果について（報告）（監第〇〇号、平成〇〇年〇〇月〇〇日）」、「公安委員会苦情の調査結果について（報告）（監第〇〇号、平成〇〇年〇〇月〇〇日）」及び「公安委員会苦情の調査結果について（報告）（監第〇〇号、平成〇〇年〇〇月〇〇日）」（以下「本件対象保有個人情報」という。）の訂正請求について、平成29年1月17日付けで行った、訂正をしない旨の決定は、妥当である。

2 審査請求等の経緯

(1) 処分の経緯

ア 審査請求人は、平成28年6月15日付けで、埼玉県個人情報保護条例（平成16年埼玉県条例第65号。以下「条例」という。）第15条第1項の規定に基づき、埼玉県公安委員会（以下「諮問庁」という。）に対し、保有個人情報の開示請求を行った。

イ 諮問庁は、別表1のとおり、5件の保有個人情報を特定し、平成28年8月5日付けで、条例第21条第1項の規定に基づき、5件の部分開示決定（以下「本件開示決定」という。）を行い、審査請求人に通知した。

ウ 審査請求人は、平成28年11月25日付けで、条例第29条第1項の規定に基づき、諮問庁に対し、本件開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報の訂正請求を行った。

エ 諮問庁は、本件開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報のうち、別表2に掲げる本件対象保有個人情報は実施機関によって作成されたものであることを理由として、平成28年12月9日付けで条例第34条第1項の規定に基づき、実施機関に対し別表3に掲げる訂正請求（以下「本件訂正請求」という。）を移送した。

オ 実施機関は、平成29年1月17日付けで、条例第32条第2項の規定に基づき、本件対象保有個人情報について4件の訂正をしない旨の決定（以下「本件処分」という。）を行った。

(2) 審査請求の経緯

審査請求人は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）に基づき、実施機関の上級行政庁である諮問庁に対し、平成29年4月12日付けで、本件訂正請求のとおり訂正を求める旨の審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

(3) 審議の経緯

ア 当審査会は、本件審査請求について、平成29年7月21日、諮問庁から条例第42条の規定に基づく諮問を受け、弁明書及び反論書の写しを受理した。

イ 当審査会は本件審査請求について、平成29年9月27日、諮問庁の職員からの意見聴取を行った。

ウ 当審査会は本件審査請求について、平成29年12月14日、審査請求人から意見書及び証拠資料（ICレコーダ内音声ファイル2件及び写真10枚）の提出を受けた。

3 審査請求人の主張の要旨

（省略）

4 諮問庁の主張の要旨

諮問庁の主張は、おおむね次のとおりである。

(1) 別表3の請求事項1について

当時の記録を確認及び調査した結果、当時の担当者が把握していたとされる内容を記載したものであり、訂正する理由がない。

(2) 別表3の請求事項2について

当時残存していた関係資料から確認した上で、「〇〇〇〇」と記載したものであり、訂正する理由がない。

(3) 別表3の請求事項3について

実施機関が、事件を相傷害被疑事件として捜査したことは事実であり、訂正する理

由がない。

(4) 別表3の請求事項4について

当時残存していた関係資料から確認した上で、「〇〇〇〇」と記載したものであり、訂正する理由がない。

(5) 別表3の請求事項5について

当時残存していた関係資料を確認及び調査した結果、実施機関として認識したことを記載したものであり、訂正する理由がない。

(6) 別表3の請求事項6について

他の請求事項に係る訂正請求部分について訂正するものがないことから、当該調査の結論部分を訂正する理由がない。

(7) 別表3の請求事項7について

審査請求人が関係するトラブルについての記載は、複数の関係者から聴取した内容を要約したものであり、訂正する理由がない。

(8) 別表3の請求事項8について

該当職員及び関係職員から聴取した内容を記載したものであり、訂正する理由がない。

(9) 別表3の請求事項9について

諮問庁は、苦情の申出内容について電話により再確認を行っている。「〇〇〇〇」の記載は、再確認後に作成した記録をもとに記載したものであり、訂正する理由がない。

(10) 別表3の請求事項10について

当時の記録を確認及び調査した結果、当時の担当者が把握していたとされる内容を記載したものであり、訂正する理由がない。

(11) 別表3の請求事項11について

該当職員から聴取した内容を記載したものであり、訂正する理由がない。

(12) 実施機関は上記(1)から(11)に記載した判断を経て、原処分を行ったものであり、妥当なものである。

5 審査会の判断

(1) 本件対象保有個人情報について

公安委員会苦情とは、警察職員の職務執行について苦情がある者が、警察法（平成19年法律第108号）第79条第1項に基づき、都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）に対し、国家公安委員会規則で定める手続に従い、文書により苦情の申出をすることができる制度である。苦情の申出を受理した公安委員会は、警察本部長に対し苦情に係る事実関係の調査及び調査結果を踏まえた措置を行うよう指示し、指示を受けた警察本部長は、埼玉県警察本部においては埼玉県公安委員会苦情処理規程第4条の規定に基づく「公安委員会に対する苦情の処理要領」第5の規定により警務部監察官室（以下「監察官室」という。）等をして当該調査を行わせるとともに、その結果を公安委員会に報告する。公安委員会は、当該報告に基づき審議を行い、その結果を文書で苦情の申出者に通知することとされている。

本件対象保有個人情報、上記苦情申出制度に基づき審査請求人の行った苦情申出に対し、調査等を行った監察官室が作成し、実施機関が諮問庁に報告した文書であり、苦情の要旨、申出に係る事案の概要及び警察職員の職務執行の適否等の内容で構成されている。なお、本件対象保有個人情報は、諮問庁が当該処理の結果を審査請求人に通知する文書（苦情処理結果通知書）を起案する際に、決裁を行うための参考資料として添付されるものである。

（2）本件訂正請求について

本件訂正請求は、別表3のとおり本件対象保有個人情報の訂正を求めるものである。

諮問庁は、別表2に掲げる保有個人情報は実施機関の作成した保有個人情報であることを理由として、条例第34条第1項に基づき実施機関に本件訂正請求を移送したところ、移送を受けた実施機関は、いずれも訂正をする理由がないとして、本件処分を行った。

これに対し審査請求人は、別表3のとおり訂正するよう求めているので、以下、本件対象保有個人情報の訂正請求の対象情報該当性及び訂正の要否について検討する。

（3）訂正請求対象情報該当性について

訂正請求については、条例第29条第1項において、同項第1号ないし第3号に該当する自己を本人とする保有個人情報について、その内容が事実でないと思料するときに行うことができると規定され、その対象は「事実」であって、実施機関の「評価・判断」には及ばないと解される。

ア 本件対象保有個人情報、本件訂正請求に先立ち、審査請求人が条例第15条第1項の規定に基づき行った開示請求に対して、諮問庁から開示された自己を本人とする保有個人情報であることから、条例第29条第1項第1号に該当する。

イ 次に本件訂正請求の対象が条例第29条第1項の「事実」に該当するか否かを検討する。

条例における訂正請求制度は、保有個人情報の内容の正確性を向上させることにより、誤った個人情報の利用に基づき誤った評価・判断が行われることを防止しようとするものである。実施機関が行う「評価・判断」とは、保有個人情報の内容だけではなく、様々な要素を勘案してなされるものであるから、訂正請求によって直接的に是正することができるものではないと解される。ただし、評価した行為の有無、評価に用いられたデータ等は「事実」に当たる。

当審査会において本件対象保有個人情報を見分したところ、本件訂正請求のうち、別表3に掲げる請求事項1～5及び請求事項7～11に係る訂正請求部分は、別表3に掲げるとおり、審査請求人から申出のあった苦情内容や事件の概要等が記載されていることから、条例第29条第1項に基づく訂正請求の対象である「事実」に該当する事項が記載されているものと認められる。

これに対し、本件訂正請求のうち、別表3に掲げる請求事項6に係る訂正請求部分は、公安委員会苦情について調査結果に基づき実施機関が判断した結果が記載されている部分であって、実施機関の「評価・判断」が記載されているものと認められる。

したがって、請求事項6に係る訂正請求部分は、条例第29条第1項に基づく訂正請求の対象である「事実」には該当しないものと認められる。

(4) 本件対象保有個人情報の訂正の要否について

訂正請求を行う者は、開示を受けた保有個人情報のうち、①どの部分（「事実」に限る。）の表記について、②どのような根拠に基づき当該部分の表記が事実でないと判断し、③その結果、どのような表記に訂正すべきと考えているのか等の、請求を受けた実施機関が当該保有個人情報の訂正を行うべきか否かを判断するに足りる内容を、自ら根拠を示して明確かつ具体的に主張する必要がある。

そして、訂正請求を行う請求者から明確かつ具体的な主張や根拠の提示がない場合

や当該根拠をもってしても請求者が訂正を求めている事柄が「事実でない」とは認められない場合には、条例第31条に規定する「訂正請求に理由があると認めるとき」に該当しないと解される。

審査請求人は、別表3のとおり訂正すべきである旨主張しているので、以下、条例第31条に規定する「訂正請求に理由があると認めるとき」に該当するか否かについて検討する。

審査請求人の意見書によると、審査請求人が証拠資料として提出したICレコーダ内の音声ファイルや写真は、審査請求人と検察官とのやり取りを録音したものや事件の状況を撮影したものであるとのことである。また、審査請求書や意見書において、審査請求人が行ったものとして記載されている苦情申出の内容が事実と異なることや、実施機関が行ったものとして記載されている回答が実際には行われていないこと等を主張している。

当審査会が、これらの審査請求人が提出を行った資料を確認したところ、当該資料をもってしては、請求事項1～5及び請求事項7～11に係る表記について「事実でない」と認めることはできなかった。

したがって、請求事項1～5及び請求事項7～11に係る訂正請求部分は、条例第31条に規定する「訂正請求に理由があると認めるとき」に該当するとは認められない。

(5) その他

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

(6) 結論

以上のことから「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

早川 和宏、西田 幸介、東谷 良子

審議の経過

年 月 日	内 容
平成29年 7月21日	諮問（諮問第148号）を受け、弁明書及び反論書の写しを受理
平成29年 9月27日	諮問庁からの意見聴取及び審議
平成29年10月30日	審議
平成29年12月14日	審査請求人から意見書及び資料を受理
平成29年12月25日	審議
平成30年 1月29日	審議
平成30年 2月26日	審議
平成30年 3月29日	答申

別表1 開示する保有個人情報一覧

	保有個人情報の名称
1	苦情処理結果通知書（案）の作成について（平成〇〇年〇〇月〇〇日付公委第〇〇号）の決裁原議及び添付資料（公安委員会苦情の調査結果について（報告）（監第〇〇号、平成〇〇年〇〇月〇〇日））
2	苦情処理結果通知書（案）の作成について（平成〇〇年〇〇月〇〇日付公委第〇〇号）の決裁原議及び添付資料（公安委員会苦情の調査結果について（報告）（監第〇〇号、平成〇〇年〇〇月〇〇日））
3	苦情処理結果通知書（案）の作成について（平成〇〇年〇〇月〇〇日付公委第〇〇号）の決裁原議及び添付資料（公安委員会苦情の調査結果について（報告）（監第〇〇号、平成〇〇年〇〇月〇〇日））
4	苦情処理結果通知書（案）の作成について（平成〇〇年〇〇月〇〇日付公委第〇〇号）の決裁原議及び添付資料（公安委員会苦情の調査結果について（報告）（監第〇〇号、平成〇〇年〇〇月〇〇日））
5	苦情処理結果通知書（案）の作成について（平成〇〇年〇〇月〇〇日付公委第〇〇号）の決裁原議及び添付資料（公安委員会苦情の調査結果について（報告）（監第〇〇号、平成〇〇年〇〇月〇〇日））

別表2 本件対象保有個人情報一覧

	本件対象保有個人情報の名称
本件対象保有個人情報 1	「公安委員会苦情の調査結果について（報告）（監第〇〇号、平成〇〇年〇〇月〇〇日）」
本件対象保有個人情報 2	「公安委員会苦情の調査結果について（報告）（監第〇〇号、平成〇〇年〇〇月〇〇日）」
本件対象保有個人情報 3	「公安委員会苦情の調査結果について（報告）（監第〇〇号、平成〇〇年〇〇月〇〇日）」
本件対象保有個人情報 4	「公安委員会苦情の調査結果について（報告）（監第〇〇号、平成〇〇年〇〇月〇〇日）」

別表3 訂正請求事項一覧

	訂正請求部分		訂正請求の内容
本件対象保有個人情報1	請求事項1	「〇〇〇〇」	当該記載部分及びそれと同様の趣旨が記載されている部分の削除を求める。
	請求事項2	「〇〇〇〇」	「〇〇〇〇」に訂正を求める。
本件対象保有個人情報2	請求事項3	「〇〇〇〇」	「〇〇〇〇」に訂正を求める。
	請求事項4	「〇〇〇〇」	「〇〇〇〇」に訂正を求める。
	請求事項5	「〇〇〇〇」	「〇〇〇〇」に訂正を求める。
	請求事項6	「〇〇〇〇」	他の訂正請求部分について訂正が認められた内容に沿ったものに訂正を求める。
本件対象保有個人情報3	請求事項7	〇〇〇〇があるかのように記載されている部分	〇〇〇〇に訂正を求める。
	請求事項8	〇〇〇〇旨に記載されている部分	〇〇〇〇旨の記載に訂正を求める。
本件対象保有個人情報4	請求事項9	13行目及び21行目の「〇〇〇〇」	「〇〇〇〇」と記載している部分の削除を求める。
	請求事項10	「〇〇〇〇」	「〇〇〇〇」に訂正を求める。
	訂正請求11	「〇〇〇〇」	〇〇〇〇旨の記載に訂正を求める。